

令和6年度（2024年度）エゾシカの可猟区域及び期間等（案）に係る意見調書

団体名	一般社団法人北海道自然保護協会
-----	-----------------

1 道案に対する賛否の別（該当する意見を○で囲む。）

可猟区及び期間につ
いては、基本的には

賛成

・ 反対

2 賛否に係る理由

当協会は、エゾシカの生息数増加や生息域拡大により、農林業被害の増大や人間社会との軋轢をはじめ、生物多様性や生態系の保全に対しても重大な悪影響があることから、エゾシカの生息数および生息域の抑制と管理は喫緊の課題であると認識しております。とくに、種個体群・植物群落・生物群集・生態系などの階層構造を有する自然においては、それぞれの階層に対するエゾシカの影響が危惧されます。いただいた資料によると、道内におけるエゾシカの捕獲数や推定個体数は令和1年より増加傾向にあり、今後もさらに徹底した管理が必要と考えます。

「令和6年度（2024年度）エゾシカの可猟区域及び期間等（案）」（以下では「案」という）に示されたエゾシカの可猟区域や可猟期間などについては特に異論はありませんが、エゾシカ管理においては、可猟区域および期間以外での情報分析や対策、また生物多様性や生態系の保全への影響への対応も必要と考えており、そのような視点から「案」について意見を申し上げます。

- (1) エゾシカ個体数指数のデータでは、東部地域・北部地域・中部地域・南部地域のすべてで「緊急対策期間」後の平成28、29年頃より増加し、近年は急増傾向が見られ、今後さらに拡大することが予想されます。したがって、可猟区の調整だけではなく、より徹底した有害獣管理対策を確実に実施することを要望いたします。また、可猟区設定の妥当性を検討する必要もあり、そのためには可猟区分ごとのデータが必要と思います。
- (2) 以前に提言させていただいた、「案」の冒頭の「2 経過 (1)これまでの取組」において、農林業等の被害を抑制する目的に加えて、自然生態系への悪影響について

も明記するという要望については、令和3年度版より「生物多様性の保全を図るため」と加えられていますが、「2 経過 (1)これまでの取組」においても、エゾシカ捕獲数の増減や農林業被害のほかに、エゾシカ増加による生態系への影響を記載していただくよう要望いたします。

- (3) 上記に関連しますが、「案」の「6 その他 (2) 調査研究」に「生物多様性を与える影響の発生状況を把握ほか、生息地管理のための森林の環境整備に必要な情報収集に努める」とありますが、これらの課題をどのような手法で把握しようとしているのか、またその状況はどのようなものであるのかについて具体的に示していただきたい。これらに関しては、令和5年度の北海道の見解では、「本案件の参考資料としてではなく、問い合わせに応じて個別に提供可否を判断して対処」とありますが、概要でも示しきざると、関係者に対して農林業被害以外のエゾシカ問題の普及・啓発において大きな効果をもたらすと考えます。
- (4) F区域(斜里町の一部)で「捕獲効率の向上を目的」として実施されている可猟期間に中断期間を設定することですが、その効果について、令和4年度の北海道の見解では、「標本数が少ないため検証が難しい」とされています。しかし、毎年行っており、その効果の傾向などはわかるのではないのでしょうか。可猟期間に中断期間を設けることが捕獲効率の向上になるならば、他の地域でも行えば良いので、効果の検証を要望します。
- (5) 近年、エゾシカやヒグマ、キタキツネが都市部や人間の生活圏内にしばしば侵入しています。野生獣類の都市部への侵入は、交通等の障害となるのみならず、シカやアライグマ等の獣類が都市部に侵入することによって、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)などの感染症の危険性が上昇していることが危惧されます。北海道ではまだSFTS発症患者はなく、エゾシカにおいても抗体陽性は出ていない状況ですが、マダニのSFTSウイルス保有は確認されていますので、今後は公衆衛生の観点からも市街地あるいはその近郊におけるエゾシカ管理対策がいよいよ重要になってくると考えます。可猟区域及び期間については、このような観点からの対策にも配慮して、今後とも適切な区域及び期間の設定に努めていただくことを強く希望いたします。

以上が北海道自然保護協会からの意見です。例年意見を述べさせていただいていますが、繰り返しの要望もあります。ご対応が難しい場合には、その理由を簡単にでもお知らせいただければ、当協会にとっても重要な課題であるエゾシカ問題への対応を考える上で参考になります。ご検討をよろしくお願い申し上げます。